

幼児教育・保育の無償化のための
「施設等利用給付認定」のご案内

令和元年10月より開始の「幼児教育・保育の無償化」により、対象の施設に通う場合、一定の条件のもと**補助が受けられる**ようになりました。

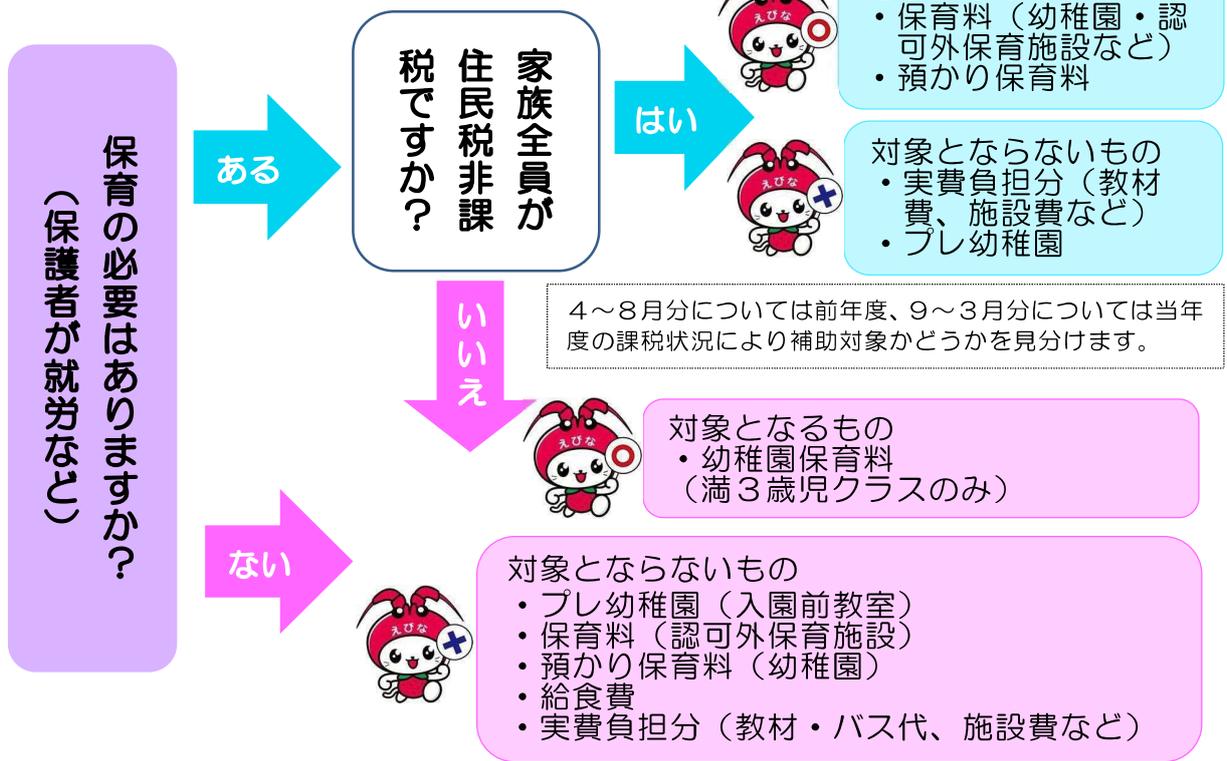
幼稚園の基本料金は、割引後の金額で請求されますが、**保育の必要**があり、その他の補助を受けたいときは、このご案内にしたがって手続きをお願いします。

無償化の対象 いずれも上限額があります！

3歳児（年少）クラス以上



2歳児（満3歳児）クラス以下



保育を必要とする条件

その児童の保護者及び同居する 18 歳以上 60 歳未満の家族が、次のいずれかの事情に当てはまる方です。

	事由	条件	必要な書類
1	就労	1月に64時間以上労働することを常態とすること。	就労証明書
2	妊娠・出産	妊娠中であるか又は出産後間がないこと。(予定日の前後8週)	母子手帳の写し
3	疾病・障がい	疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障がいを有していること。	診断書 又は 障がい者手帳の写し
4	介護・看護	同居の親族(長期間入院等をしている親族を含む。)を常時介護又は看護していること。	介護・看護の状況を記した申立書 と 診断書又は障がい者手帳の写し
5	災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。	罹災証明書
6	求職活動	求職活動(起業の準備を含む。)を継続的に行っていること。	特になし
7	就学・職業訓練	学校や、これらに準ずる教育施設に在学していること。 職業訓練を受けていること。	在学証明書又は学生証の写し と 時間割の写し

※ 保育が必要なことを証する書類の提出が間に合わない場合にあっては、「求職活動中」で認定します。この場合、有効期間は1か月ですので、1か月以内に他の事由に切り替えることが必要です。

【自営業の方、事業主が親族(祖父母・父母・きょうだい等)又は会社役員の場合】
次の書類のいずれかを添付してください。いずれも添付ができない場合、個人事業として業務内容の分かる客観的書類及び直近の確定申告書の写しを併せてご提出ください。

・開業届の写し ・法人届の写し ・営業許可証の写し

保育認定を受けると・・・

幼稚園の方は・・・

- ① ご利用中の幼稚園の預かり保育が、上限額の範囲内で補助対象となります。
- ② 他の施設との併用は、補助対象とはなりません。ただし、預かり保育が少ない幼稚園(相模みのり幼稚園など)に限り、他の施設の利用分を合算できます。

幼稚園に通っていない方は・・・

- ① 認可保育園の一時預かりや認可外保育園のうち、市町村が認めた施設の利用などが、上限額の範囲内で補助対象となります。
- ② 対象となる施設かどうかは、施設が所在する市町村役場にお尋ねください。



この補助を受けるためには、一旦既定の金額を施設にお支払いください。後で市から払い戻します。請求方法は、「補助の受け方」を見てくださいね。

支給認定証のみかた

①
②
③

① 支給認定区分

支給認定区分	認定内容
教育標準時間認定	幼稚園の通常時間のみ対象
施設利用給付認定・教育	預かり保育は、自己負担です。
施設利用給付認定 ・3歳以上保育	上限額の範囲内で、預かり保育の補助対象です。
施設利用給付認定 ・3歳未満保育	上限額の範囲内で、預かり保育の補助対象です。

② 保育必要量

認可保育所を利用の場合のみ印字されます。

③ 保育を必要とする事由

ご希望のとおり認定しています。なお、次の場合はご希望とおりではありませんので、ご注意ください。

内容	要件
就労証明書、診断書など、必要書類が未提出となっている。	求職活動
要件を「その他」にチェックし、書類添付がない。	求職活動
就労証明書を提出したが、就労時間が1か月あたり64時間に満たない。	求職活動
就労証明書を提出したが、ひとり親でないのに父・母いずれかの分しか提出がない。	求職活動
出産のため母子手帳の写しを提出したが、出産予定日を8週間過ぎる日が認定開始前までに到来する。	空欄 ※預かり保育の補助対象外

※ 求職活動の意思がなく、預かり保育の利用希望がないのに「求職活動」として認定された場合は、そのままにしておくで1か月で自動的に「教育標準時間認定」又は「施設利用給付認定・教育」に切り替えますので、手続き不要です。

認定を切り替えたいとき

保育が必要になったときなど、認定を切り替えたいときは、手続きが必要です。

◆ 必要書類

- ① 子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書兼支給認定（現況）申請書
 - ② 保育の必要性を証する書類（就労証明書など）
- ① と②を、えびなこどもセンターに**郵送**で提出してください。

◆ 締め切り

切替希望月の**前月末日まで（必着）**

※ 期限を過ぎると、翌月から切り替えます。その間、補助は受けられませんので、お早めに申請をお願いします。



補助の受け方

幼稚園の方は・・・

毎月の保育料は、すでに割引されています。上限額を超える経費、施設費など、残りの部分のみを幼稚園にお支払ください。

預かり保育料は、対象の方のみ市から払い戻します。一度幼稚園にお支払いの上、次のとおり市に請求をお願いします。

認可外保育施設・一時預かりなどの方は・・・

保育料は、対象の方のみ市から払い戻します。一度保育園にお支払いの上、次のとおり市に請求をお願いします。

◆ 必要書類

- ① 子育てのための施設等利用費請求書
(市内の幼稚園／こどもセンター／市HPで配布)
 - ② 特定子ども・子育て支援提供証明書(園から交付を受けてください。)
 - ③ 領収書(園から交付を受けてください。)
 - ④ 振込口座のわかるもの(通帳のコピーなど)・・・初回申請時のみ
※ ②と③は、園によっては1枚になっています。
- ①～④を、えびなこどもセンターに**郵送**で提出してください。

◆ 締め切り

毎月10日まで(必着)に提出され、不備がないときは、その月の月末までに申請書に記載の口座に振り込みます。10日を過ぎると、翌月末の支払いとなります。請求は、毎月でも**1年分をまとめてでも大丈夫**です。

なお、**前年度の書類は、5月10日まで(必着)**にご提出をお願いします。

◆ 補助金額

幼稚園の預かり保育	認可外保育施設・一時預かりなど
<ul style="list-style-type: none">・1か月あたり450円×利用日数・実際に幼稚園に支払った額・1か月あたり11,300円 のいずれか低い額です。	<ul style="list-style-type: none">・実際に保育園に支払った額・1か月あたり37,000円 (2歳児クラス以下の認定の方は42,000円) のいずれか低い額です。

2か所以上の施設に通っているときは・・・

幼稚園・認可保育所に通っている方*は、幼稚園・認可保育所の保育料が無償化されますので、その他の施設は対象になりません。

認可外保育施設と一時預かりなどを併用されている方は、上限額までは、複数の施設の利用分を合算できます。

※預かり保育が少ない幼稚園(相模みのり幼稚園など)に限り、他の施設の利用分を合算できます。



書類提出・問い合わせ先

海老名市保健福祉部保育・幼稚園課

〒243-0422

海老名市中新田 377 番地

(えびなこどもセンター内)

電話：046-235-4824